

平成の財政を振り返り、次の新たな時代に向かう意見募集について

2019年3月28日 財務省主計局調査課あて提出

公益社団法人日本社会福祉士会は、人々の尊厳を尊重し、住み慣れた地域の中で安心して共に暮らせる社会の実現に努めることを憲章で定めている、都道府県社会福祉士会を会員とする専門職団体です。このような立場から、「平成の財政を振り返り、次の新たな時代に向かう意見募集について」以下のとおり、意見を申し上げます。

・「社会保障」全体について

ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々や様々な構造に働きかけるものである。私たちは、社会保障制度全体において、ソーシャルワークを確立することが必要であると考えます。このことによって、必要な人に適切なサービスが提供され、その反射的効果として、制度の効果的・効率的な運用に資するとともに、結果的に制度の持続可能性を高めていくことにつながるものと考えています。制度の機械的な運用ではなく、個々の住民の生活実態に即した、住民主体のサービスも含めたきめの細かい調整を行うことによって、制度的な給付に至る前段階でのウェルビーイングを高めることが可能になる。

P23 「(2) 介護」について

介護保険制度は、保険料を主な財源とする社会保険方式を採用し、保険給付と保険料の対応関係を明確にしている。人口減少・少子高齢化、日本が直面する共通の課題であり、総費用や保険料負担の増加に歯止めをかけることそのものが困難であると言わざるを得ない。さらに、国は「介護離職ゼロ」を推進しており、働く環境改善と家族支援を両輪として、家族の介護負担の減少に取り組んでいるところである。

軽度者へのサービスの地域支援事業への移行において、「まだ多くの地方公共団体が、移行前と同様の国による基準に基づくサービスの実施を中心としている」とあるように、国が基準を緩和しても、地方においては、介護人材の不足が著しく、多様な主体となり得る資源が少ない。住民主体といってもすべてを担えるわけではなく、担うべき人材も少なくなっている。

地域性を考慮しない制度改正は、在宅での生活を困難にするばかりか、介護施設等への入所を増大させ、また介護離職を助長するおそれがある。本来、保険で給付すべき範囲を縮小して市町村事業へ移行することは、制度そのものの後退を招くことになる。